

○警察庁舎における国旗の掲揚について（例規）

平成14年3月27日

佐本務発第292号

改正 平成18年3月佐本務発第272号、4月第384号、19年10月第877号、21年3月第271号
国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）が制定されたことに伴い、警察庁舎
における国旗の掲揚については、下記のとおりとする。

なお、国旗の掲揚について（昭和38年佐警本例規（務）第29号）は、廃止する。

記

1 掲揚の目的

国旗を掲揚することによって、警察が公の機関であることを広く県民に表し、かつ、警察職員が公共に奉仕する自覚と誇りを持つとともに、自らの士気高揚に資するため。

2 国旗を掲揚する庁舎（場所）

警察本部、警察学校、運転免許センター、運転免許試験場、交通機動隊、機動隊、警察署及び幹部派出所

3 掲揚時間

毎日（国民の祝日以外の県の休日を除く。）8時30分から17時15分までとする。ただし、雨雪等の悪天候時は、掲揚を行わないことができる。

4 掲揚の位置

掲揚する場所は、庁舎前の玄関横とし、掲揚した国旗が周囲から最も見えやすい位置とすること。ただし、施設の構造上、地上に掲揚することができない場合は、庁舎屋上の庁舎前面部等で国旗が周囲から最も見えやすい位置に掲揚すること。

5 国旗の保管

国旗の保管は、次表の区分に従い行うものとする。

庁舎	保管する所属等
警察本部	警務部警務課
運転免許センター 運転免許試験場 交通機動隊機動隊	庶務係
警察学校	
警察署	警務課
幹部派出所	地域係